

第15回宮古市農業委員会  
総会議事録

宮古市農業委員会

## 第15回宮古市農業委員会総会議事録

令和4年7月25日、第15回総会は市役所2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和4年7月25日(月)午後1時30分
2. 閉会日時 令和4年7月25日(月)午後1時50分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 7名)

2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員	4番 山崎 安人 委員
5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員	9番 阿部 剛夫 委員
10番 飛澤 教男 委員		

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 3名)

1番 高森 昭夫 委員	7番 去石 徹 委員	8番 畠山 一伸 委員
-------------	------------	-------------

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一  
次 長 中屋 和秀  
主 査 小野寺 泉

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について  
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- 日程第3 議案第1号 農地法の適用外証明願いについて  
議案第2号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後1時30分 開会 —

議長  
(飛澤教男会長)

本日は、1番高森昭夫委員、7番去石徹委員、8番畠山一伸委員から欠席の連絡がありました。

現在、委員10名中7名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第15回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章5番」を朗読いたします。

憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章5番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には5番中野委員と6番福士委員を、書記には事務局の小野寺主査を指名いたします。

議長  
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は4件で、取得事由はすべて相続です。農業委員会による斡旋の希望は1件ございました。報告案件の1番が斡旋を希望している届出です。相続人からあっせん希望の土地についてより詳しい届出があり次第、斡旋リストに登載いたします。

それでは、7月分届出合計を読み上げて報告といたしますので、2ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではございますが、皆さんからお聞きしたいことがあればお受けいたします。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。

どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長 (報告第 2 号)	ないようですので、次に、報告第 2 号「農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について」を事務局より報告願います。小野寺主査。
小野寺主査	議案書の 3 ページをご覧ください。 (議案書の報告第 2 号を朗読) ただいま報告いたしました法人は、その内容から農地所有適格法人としての要件をすべて満たしていると認められます。 以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 質問はございませんか。  (「なし」の声あり)
(議案第 1 号)	それでは、ないようですので、次に、日程第 3、議案第 1 号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。 付議番号 1 番について、事務局より説明願います。中屋次長。
中屋次長	議案書の 4 ページをお開き願います。 (議案書の議案第 1 号を朗読) 付議番号 1 番についてご説明いたします。所在図は 1 ページ、資料のナンバー 1 をご用意願います。 (議案第 1 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー 1 をご覧ください。 令和 4 年 7 月 13 日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。 1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 1 番の申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。
議 長	次に、月当番の 4 番山崎委員に発言を許します。山崎委員。
4 番山崎委員	4 番山崎です。ただいま事務局の説明したことを確認して参りました。何ら問題ないと見て参りました。皆様のご審議よろしく願います。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。  
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー1の2をご用意願います。

(議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー1の2をご覧願います。

令和4年7月13日に月当番の山崎委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号2番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の4番山崎委員に発言を許します。山崎委員。

4番山崎委員

4番山崎です。ただいま事務局の説明のとおり確認して参りました。皆様のご審議よろしく願います。

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。  
以上で議案第1号の審議を終了しました。  
これより、議案第1号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第2号)

次に、議案第2号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。

事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の5ページをご覧ください。

(議案第2号及び議案第2号付議番号1番から3番を議案書の朗読により説明)

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑ないようですので、議案第2号の審議を終了いたします。

これより、議案第2号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第15回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 午後1時50分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 中野 正隆

署名委員 福士 永輝